第三十九条　法別表第一の六十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第三十九条の二　法別表第一の六十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の理学療法士若しくは作業療法士の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　理学療法士及び作業療法士法による理学療法士免許証又は作業療法士免許証に関する事務

三　理学療法士及び作業療法士法第七条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務

四　理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号）第三条第一項の理学療法士若しくは作業療法士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

五　理学療法士及び作業療法士法施行令第四条の理学療法士若しくは作業療法士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第四十条　法別表第一の七十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

第四十一条　法別表第一の七十一の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十一条の二　法別表第一の七十二の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条　法別表第一の七十四の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条　法別表第一の七十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　略］

第四十三条の二　法別表第一の七十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第四十三条の二の二　法別表第一の七十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の二の社会保険労務士の登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二　社会保険労務士法第十四条の四の社会保険労務士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三　社会保険労務士法による社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票に関する事務

四　社会保険労務士法第十四条の九第一項の社会保険労務士の登録の取消しに関する事務

五　社会保険労務士法第十四条の十第一項の社会保険労務士の登録の抹消に関する事務

六　社会保険労務士法第十四条の十一の三第一項の紛争解決手続代理業務の付記の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

七　社会保険労務士法第十四条の十一の四第一項の紛争解決手続代理業務の付記の抹消に関する事務

第三十九条　法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

［新設］

第四十条　法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　同上］

第四十一条　法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十一条の二　法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条第二号の求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給（都道府県知事が行うものに限る。）に関する事務とする。

第四十二条　法別表第一の五十三の項の主務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務とする。

第四十三条　法別表第一の五十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～五　同上］

第四十三条の二　法別表第一の五十五の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［新設］